

港区医療法に基づく申請に対する審査基準及び指導基準

整理番号3

許認可等の名称	開設者による管理の免除の許可
根拠法令等の条項	医療法（昭和23年法律第205号）第12条第1項
<p>【審査基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選任する管理者は、診療所が医業をなすものである場合は臨床研修等終了医師、歯科医業をなすものである場合は臨床研修等終了歯科医師であること（医療法（以下「法」という。）第10条第1項）。 2 選任する管理者は、診療所が医業及び歯科医業を併せて行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修等終了医師、主として歯科医療を行うものであるときは臨床研修等終了歯科医師であること（法第10条第2項）。 3 選任する管理者は、他の病院又は診療所を管理していないこと（法第12条第2項）。 4 医師又は歯科医師は、自ら管理者となることを前提として、自由に医療機関を開設できるとみるべきであり、開設者が他の者を管理者とすることは、次の場合を除き、原則として認めない。 （昭和61年7月15日 東京都衛生局医務部長通知 61衛医医発277） <ol style="list-style-type: none"> （1）開設者が傷病のため長期療養を必要とし、又は海外留学、研修等により長期間施設管理が不可能となり、かつ、開設者が長期療養を必要とする等の理由がなくなった後、再び管理者となる意思を有している場合 （2）へき地、休日又は夜間の医療確保に資すると考えられる場合 5 医業停止の行政処分を受けている個人開設の診療所の管理者について、医業停止期間終了後、自ら管理する意思を有している場合は、許可することが可能である。 	
標準処理期間	14日